

## 公立大学法人横浜市立大学広告掲載要綱

制 定 平成 27 年 6 月 18 日

最近改正 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学（以下、法人という。）の広報印刷物、WEB ページ等の有形又は無形の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 法人資産への広告掲載は、民間企業等との連携により法人の新たな財源の確保及び経費の縮減をし、もって大学・病院サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する法人資産のうち広告掲載することがふさわしいとみとめられるものをいう。
  - ア 法人が作成する広報印刷物
  - イ 法人のWEB ページ
  - ウ 法人の施設
  - エ その他広告媒体として活用できる資産
- (2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品受入、タイアップ、ネーミングライツ等）を用いて、民間企業等の広告を掲載・掲出等することをいう。
- (3) 拠点 横浜市立大学、横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センターをいう。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告として不相当であると理事長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、各拠点の所管部長が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに各拠点の所管部長が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、各拠点の所管部長が別途定める。

2 広告募集の際、法人は必ず募集要項を作成し、必要に応じて法人WEBページ等へ掲載し募集を行う。

3 募集要項に明記する内容は、以下に定める。

ア 広告掲載、掲出場所

イ 広告の掲載、掲出期間

ウ 広告料

エ 広告枠数

オ 広告の条件

条件については、「公立大学法人横浜市立大学広告掲載基準」に基づく。これ以外の条件がある場合は別途明記する。

カ 広告の申込期限

キ 広告の申込方法

ク 広告主の選定方法

ケ 広告申込み、問合せ先

コ その他、それぞれの拠点や広告内容によって必要と認める事項

(審査・選定)

第8条 広告主の審査、選定及び広告掲載内容に関する審査については、それぞれの広告媒体の拠点にて行い、掲載の可否を判断することとする。

2 広告掲載の可否について判断が難しい場合は、公立大学法人横浜市立大学広報推進委員会にて審議するほか、外部の専門家等の意見を聞くことができる。

3 公立大学法人横浜市立大学広報推進委員会における審議方法については別途定める。

(庶務)

第9条 各拠点における広告に関する庶務は、以下に定める。

(1) 横浜市立大学 広報室広報担当

(2) 横浜市立大学附属病院 医学・病院統括部総務課庶務担当

(3) 横浜市立大学附属市民総合医療センター 市民総合医療センター管理部総務課庶務担当

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、企画総務部長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。